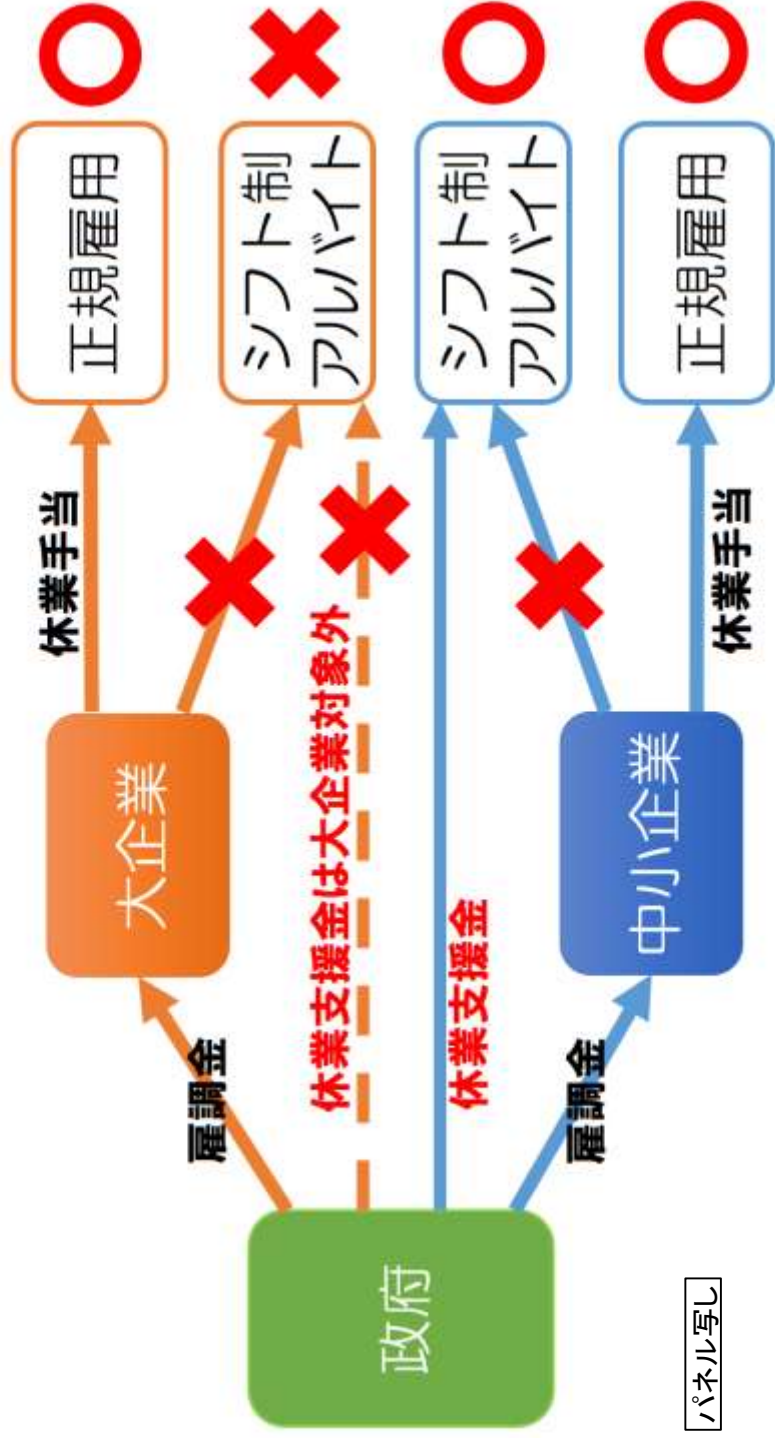


大企業のシフト制アルバイトは「制度の穴」



パネル写し

出所: 山井和則事務所作成

コロナ「実質的失業者」は90万人

実質的失業者

「シフト5割以上減少」
かつ
「休業手当なし」

実質的失業者(女性) 90万人

+

完全失業者 198万人

合計288万人
失業率は、
2.9%→4.2%

パネル写し

出所: 株式会社野村総合研究所「コロナ禍で急増する女性の『実質的休業』と『支援からの孤立』～コロナでシフト減のパート・アルバイト女性を対象とした調査結果の報告～」(2021/1/19)および総務省「労働力調査」(2020/11)より
山井和則事務所作成

自殺増 若者・女性目立つ

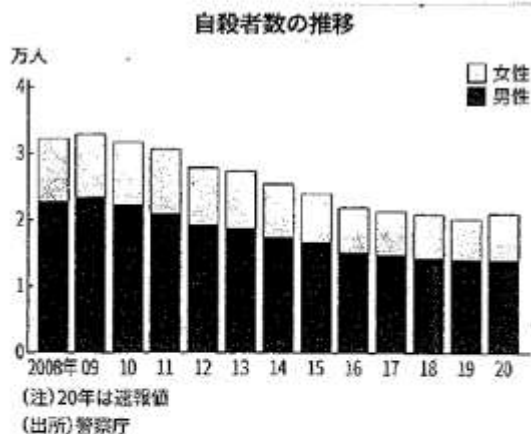
昨年、11年ぶり 困窮や自粛影響か

2020年の自殺者数はリーマン・ショック後の09年以來、11年ぶりの増加に転じた。前年比750人増(3.7%増)の2万919人(速報値)で、女性や若年層の増加が目立つ。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済的な困窮や外出自粛によるストレスなどが影響したと考えられる。国は相談窓口を拡充し、悩む人を支援機関につなげる取り組みを一層進める必要がある。

悩み相談急増、国は窓口拡充

警察庁と厚生労働省の22日発表によると、男性は1万8943人と11年連続で減少したのに対し、女性は6976人と2年ぶりに増加した。現時点で自殺者の年齢や職業、原因別の詳細なデータは11月分までの公表だが、小中高生の自殺者は440人で、同様の統計のある1980年以降で最多。内訳は小学生

13人、中学生120人、高校生307人で、高校生は通年で比較しても過去最多だった。「雇い止めにあい、生活していけない。死にたい」。ツイッターやLINE(ライン)の専用アカウントで自殺に関する悩み相談を受け付けているSNS(交流サイト)の窓口「こころのほっとチャット」には、コロナ禍が深刻化した20年春季以降、こんな相談が急増するようになった。学生からは「オンライン授業ばかりで友達に会えず、孤独だまらな」という悩みも相次いでいる。運営するNPO法人「東京メンタルヘルス・スクエア」によると、20年4月以降に寄せられた1日の相談申込件数は平均200〜300件程度と、19年から倍増した。相談員は1日8人態勢だったが、申し込みの急増で対応しきれなくなり、徐々に増やし、21年1月からは28人態勢となっている。



窓口利用者の大半が10〜30代で、8割が女性という。東京メンタルヘルス・スクエアの新任内務課・カウンセラーの森田長は「非正規雇用で失業した人や1人で子育てしている女性など苦しい立場の人からの相談が目立つ。これまで抱えて

きた経済苦や家族間の不和といった問題がコロナ禍による失業や外出自粛によって浮き彫りになり「死にたい」という気持ちにつながるが、いろいろと話を」と話す。

自殺者数の月別の前年比では、上半期は少なかった。特に緊急事態宣言下の4月は310人減、5月は268人減となったが、7月から前年比で増加に転じた。

新行内さんは「コロナ禍で悩みを抱えながらも頑張ろうとしていた人も、感染拡大の第2波、第3波と続き、先行きが見えなくなることが心理面に大きく影響したのではないかとみている。自殺対策を担う厚労省



SNSで自殺に関する相談を受け付ける東京メンタルヘルス・スクエアの相談員(2020年4月、東京都豊島区)＝提供写真

は、コロナ禍を受けて20年度の第1次、第2次補正予算で約11億円を投じ、自殺対策に取り組みNPOの相談員拡充やリモートワークのためのパソコン購入の補助費に充てる。

NPO法人「自殺対策支援センター ライフリンク」の清水康之代表は今後の対策として「生活保護の受給要件を緩和するなど、生活を支えるための支援制度を拡充すべきだ」と指摘。自殺に追い込まれつつある人が自

厚生労働省「こころの健康相談統一ダイヤル」0570・064556。スマートフォンでQRコードを読み込むと専用サイト「まもろうよ、こころ」につながるります。

コロナ禍で急増する女性の「実質的失業」と「支援からの孤立」

コロナで大幅にシフトが減少する「実質的失業者」のパート・アルバイト女性は、推計90.0万人（2020年12月時点）

- 2020年12月時点で、パート・アルバイト女性の4人に1人がコロナでシフトが減少
- シフト減パート・アルバイト女性の4割がコロナ前と比べて5割以上シフト減
- 「シフト5割以上減」かつ「休業手当なし」の人を「実質的失業者」と定義。2020年12月時点で、パート・アルバイト女性で「実質的失業者」は90.0万人にのぼると推計される（「実質的失業者」は、一般的に統計上の「失業者」に含まれない）

シフト減パート・アルバイト女性の6割は、自分が「休業手当」や「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を受け取れることを知らない

- 6割近くが「シフト減の場合も休業手当支給の対象」のことを全く知らない
- 6割が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のことを全く知らない

シフト減パート・アルバイト女性の5割以上が「暮らし向きが苦しいと感じる」が増え、6割強が「経済状況を理由に気持ちが落ち込むこと」が増えている

- 8割近くで世帯収入が減少（うち4人に1人が世帯収入半減）
- 6割が、食費の支出を減らしたり、貯蓄を削って生計維持を回っている
- コロナ前と比べて、「暮らし向きが苦しいと感じる」が増えた（5割以上）、「将来の家計への不安を感じる」が増えた（7割強）、「経済状況を理由とした気持ちの落ち込みを感じる」が増えた（6割強）
- 「金銭的理由で、この先生きていくのが難しいと感じる」が増えている人も2人に1人におよぶ

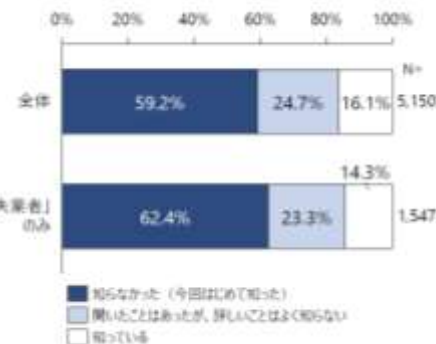
Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 2

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」に関する認知状況

シフト減パート・アルバイト女性で「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を知っているのは1割強6割が全く知らない

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」に関する認知状況 【シフト減パート・アルバイト女性】

休業手当を受け取れない場合、労働者本人から申請することができる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のこと



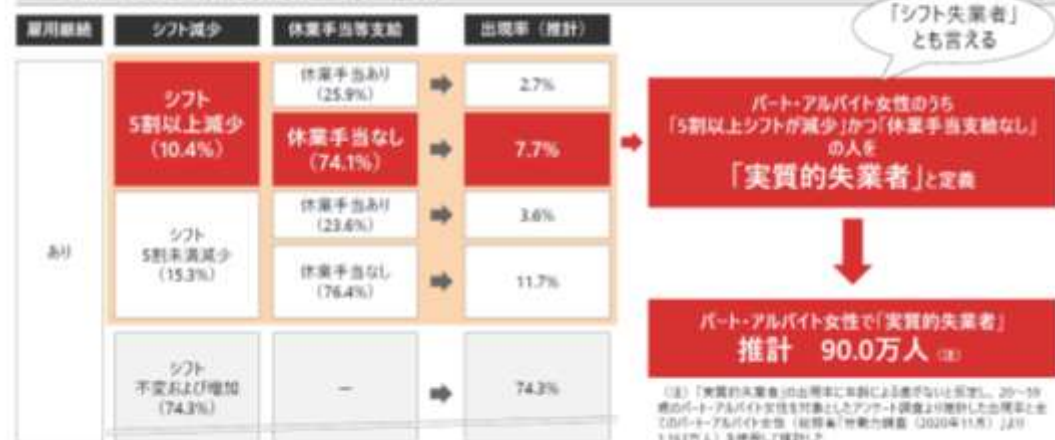
（出所）NRI「コロナによる休業・シフト減のパート・アルバイト女性の実態に関する調査」（2020年12月）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

「実質的失業者」の定義と推計人数

「シフト5割以上減少」かつ「休業手当なし」の人を「実質的失業者」と定義
パート・アルバイト女性で「実質的失業者」は、2020年12月時点で90.0万人にのぼると推計される

パート・アルバイト女性の分類とそれぞれの出現率（推計）



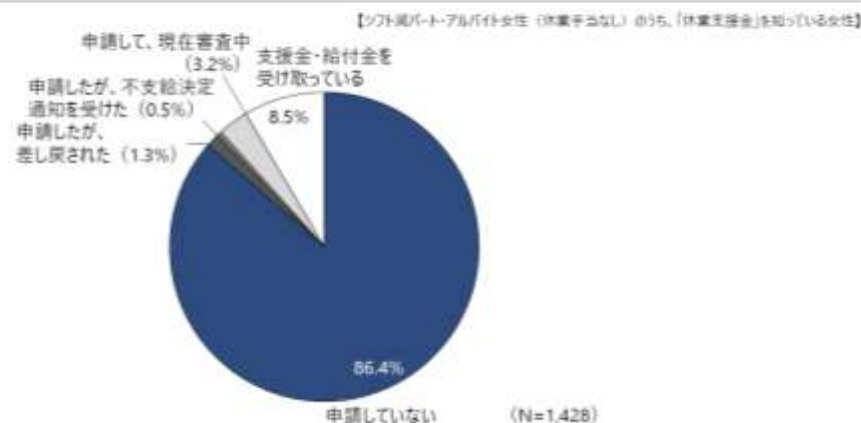
（出所）NRI「パート・アルバイト女性の就業に関する調査」（2020年12月）と総務省「労働力調査」（2020年11月）（注）NRI独自推計

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 7

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請状況

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のことを知っている人でも9割近くは「申請していない」

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請・支給状況



（出所）NRI「コロナによる休業・シフト減のパート・アルバイト女性の実態に関する調査」（2020年12月）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 17

出所：株式会社野村総合研究所「コロナ禍で急増する女性の『実質的失業』と『支援からの孤立』～コロナでシフト減のパート・アルバイト女性を対象とした調査結果の報告～」2021/1/19

要 望 書

新入学や進級に備えて、低所得の子育て家庭に給付金を支給してください。

参考：

「子どもの貧困」給付金法案
(1月22日 衆議院に提出)

- ・ 児童扶養手当受給者等（ひとり親家庭）と、住民税非課税の子育て世帯（ひとり親家庭以外の家庭）に対して、令和3年1月と3月に（計2回）給付金を支給
- ・ 給付金の額：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

担当課：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナ禍の休業・短時間労働により、休業手当もなく、無収入・収入激減で困窮する大企業非正規労働者を休業支援金の対象にしてください。

参考：

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請締切の延長等を求める厚生労働大臣への要望（1月28日）

- ・ 休業手当（雇用調整助成金）が支給されない大企業の非正規労働者について、休業支援金・給付金の対象とすること。

担当課：厚生労働省職業安定局雇用保険課

菅総理、この機会を与えていただきありがとうございます。

私は大企業■■■■の宴会サービスの仕事で10年以上働いておりました。

そして、私と同じ■■■■で、休業補償も無く、昨年4月から無収入で生活に困っている多くの仲間の代表として参りました、■■■■と申します。

品川にある■■■■だけでも、20代から60代の休業補償が無く生活に困っている仲間が100人以上います。全国では、私と同じような大企業ホテル労働者で無収入で苦しんでいるのは数万人にのぼると思われま。

昨年の春から、■■■■と休業補償の件で交渉、折衝しておりますが、未だに私達の仲間に休業補償はありません。

東京中、日本中の■■■■、他の大企業ホテルで休業補償が無く生活に困っている方々に休業支援金を受けられるよう、助けてください。お願いいたします。

出所：2021年1月29日に菅総理に面談された当事者の方々からの提供資料

経緯とお願い

私は、全国に複数店舗のある大手外食チェーンでパートとして働いています。正社員が約600人、パートやアルバイトが約7800人の大企業です。週に4日～多い時で5日勤務し、毎月約10万円の収入を得ていました。

昨年4月の緊急事態宣言後、5月末まで職場が休業になりましたが、その際会社から支払われた休業手当は1万5千円ほどでした。その内訳は、シフトが決まっていた日の6割というものでした。さらに、5月分の休業手当について店長に尋ねると、0ですという回答のみで、それ以上の説明は店長からも会社からも一切してもらえませんでした。

子どもを2人育てており、毎月の収入はなくてはならないものでした。それがこんなに少なくて生活が成り立たないと思い、もっときちんと補償が受けられないのかと、職場の仲間と共に休業手当について調べ始めました。その中で、個人で加入出来る労働組合の存在を知り、会社と交渉するために労働組合へ加入しました。

団体交渉の中で会社側は「休業したのは店が入っている商業施設が閉まったため、会社に責任はないから休業手当の支払い義務はありません。」と主張していました。さらに、「支払い義務はないのに4月分を支給した事を評価して欲しい」とも言ってきました。

そして、正社員には4月5月ともに100%の補償を支払っていた事が分かったためその差別についても言及しましたが、「正社員は生活の基盤がうちの会社にあるから守らなくてはいけない。」と言いました。お店は各店舗に社員が店長1人、それ以外はパートとアルバイトで運営しています。非正規社員で支えられている会社なのに、その大勢を見捨てる気なのかと強い憤りを感じました。さらに会社からはこんな事も言われました。「金をくれと言えどもらえると思うのは甘えではないか？言ったらもらえると思っているのは全く理解が出来ない」と。

こんな事を平気で言う会社に私たちの想いは何も伝わりません。今まで一生懸命、お店の売り上げのため、会社のために頑張ってきた気持ちが踏みにじられ、本当に悲しいです。

その後も会社との団体交渉は平行線で、休業補償のないまま生活の苦しい日が続きました。個人で申請出来る休業支援金についても調べましたが、大企業ということで制度から外されてしまい、会社からも国からも補償されず苦しく不安な日々を送っています。

さらに、今年に入ってから勤務していた店舗が閉店になってしまいました。何とか近隣の店舗へ異動することは出来ましたが、コロナの影響で売り上げが落ちていることから大幅なシフトカットがあり、今までの週4勤務から週に1日、良くて2日しか入れなくなっ

てしまいました。これらについても休業支援金を使う事は出来ず、本当に困っています。なぜ、大企業は休業支援金の対象にしてもらえないのでしょうか。休業支援金制度が出来た時から、ずっとずっと思ってきたことです。なぜ大企業はダメなのですか？

政府は、大企業には雇用調整助成金を使うよう丁寧に促すと言っていますが、義務付けられているわけでも、罰則があるわけでもない制度の話の話を促されたとしても、会社は使ってくれないと思います。

会社が使うと判断してくれなければ、私たちはいつまでも補償を受けられないままです。何の補償も受けられず苦しんでいる人は全国にたくさんいます。

どうか、全ての人にしっかりと補償が行き渡るよう、大企業も休業支援金の対象にしてください。

どうぞよろしくお願いいたします。

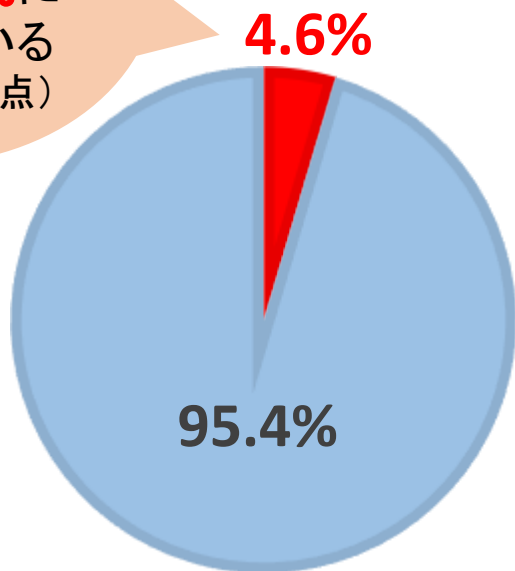
出所: 立憲民主党・無所属会派厚生労働部門会議(2021/1/22)にて
発言された当事者の方からの提供資料
(衆議院内閣委員会2021/2/1山井和則配布資料)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(「休業支援金拡充法案」) 概要

■■政府による現行の新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金制度の問題点■■

- 大企業の非正規労働者は対象外 [→ 政策①]
- シフト制・日々雇用の労働者にはハードルが高い [→ 政策②]
- 給付に必要な事業主の協力が得られない [→ 政策③]

休業支援金・
給付金の支給は
予算の4.6%に
とどまっている
(10月15日時点)



「休業支援金拡充法案」の3つの政策

- ① 休業支援金・給付金に係る企業規模要件の廃止
⇒ **大企業の非正規労働者も受給可能に**
- ② 事業主に雇用されることを常態としていた者が休業支援金・給付金を受けるための措置の義務付け
⇒ **シフト制・日々雇用の労働者の受給が容易に**
- ③ 事業主に対して、支給を申し出た労働者の不利益取扱いの禁止、国の措置への協力の努力義務等
⇒ **支給の申出について事業主の協力等を確保**

第二次補正予算での計上額5442億円に対する、2020年10月15日までの累計支給決定額約250億円の割合

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の
臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案 概要

第一 趣旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法の特例等及び休業者、離職者等の支援に係る措置を定めるものとする。

※ 新題名：新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等及び休業者、離職者等の支援に係る措置に関する法律

第二 休業手当の支払の促進

1 「雇用調整助成金」の助成率の引上げ

政府は、休業手当の支払を促進するため、令和3年1月8日以降労働者を解雇せず休業させた事業主に対する「雇用調整助成金」の助成率を、政令で定める日（令和3年6月末を想定）まで10/10とするとするために必要な措置を講ずる。【※日額上限等の特例措置についても同様の期間延長】

2 「雇用調整助成金」制度の周知

政府は、1の措置の趣旨に鑑み、「雇用調整助成金」制度の周知を図る。

第三 休業支援金・給付金

1 休業支援金・給付金の対象の拡充

休業手当が支給されない大企業の労働者について、令和2年4月に遡って休業支援金・給付金の対象とする。

2 休業支援金・給付金制度の周知徹底等

① 政府は、労働者及び事業主に対し、休業支援金・給付金制度の周知徹底を図る。
② 事業主は、休業手当を支払わず休業させる労働者に対し、休業支援金・給付金制度に関する情報の提供をすよう努める。

休業手当、休業支援金・給付金

第四 雇用保険法の特例

雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）につき、令和3年1月8日から政令で定める日までの間、次のような特例を設ける。

- 1 基本手当の給付額の基礎となる賃金日額の算定期間から、新型コロナウイルス感染症等の影響により賃金が著しく減少した期間を除く
- 2 基本手当の給付額の支給割合の20%引き上げ
（賃金日額の50%～80%相当を70%～100%相当に）
- 3 基本手当の所定給付日数を一律90日間延長

失業者支援

第五 臨時職業訓練受講給付金の支給

支給対象：令和3年1月から政令で定める月までの職業訓練受講給付金受給者

支給額：職業訓練受講給付金と同額（10万円）程度

第六 生活保護法上の要保護者の生活支援のための措置

- 1 保護の実施機関に対し、①要保護者及び扶養義務者の資産等の状況調査その他の調査を一層簡素化・合理化し、②積極的に保護を行う努力義務を課す。
- 2 国に対し、要保護者が生活保護の開始の申請をするまでの間においても、当面の生活に必要な短期の資金の融通その他の必要な支援を行う義務を課す。

◎その他

- 休業手当や休業支援金・給付金の給付を受けていない者からの相談に応ずるための体制の充実
- 検討事項

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により休業、離職等を余儀なくされた労働者であって休業手当や休業支援金・給付金を受けていないものの生活の安定を図るための措置
 - ② 被用者と類似の働き方をする個人事業者の生活を支援するための新たな給付金制度の創設
 - ③ 休業手当を支払った事業主に対する金融上の支援、税制上の優遇措置等
 - ④ 災害その他の事由により事業主がその雇用する労働者をやむを得ず休業させた場合における労働者の生活の安定を図るための恒久的な制度
- 施行期日：この法律の公布の日

令和3年2月5日

【照会先】

職業安定局 雇用保険課
課長：長良 健二
課長補佐：伏木 崇人
(代表) 03-5253-1111 (内線 5763)
(直通) 03-3502-6771

職業安定局 雇用開発企画課
課長：宮原 真太郎
課長補佐：古長 秀明
(代表) 03-5253-1111 (内線 5816)
(直通) 03-3502-1718

報道関係者各位

休業支援金・給付金の大手企業の非正規雇用労働者の取扱い及び雇用調整助成金の雇用維持要件の緩和等について

(注) 以下は、政府としての方針を表明したものです。施行に当たっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点の予定となります。

1. 休業支援金・給付金における大手企業の非正規雇用労働者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」という。）については、雇用調整助成金の活用もままならない中小企業の労働者を対象としてきましたが、今般、本年1月からの緊急事態宣言の影響を受ける大手企業にお勤めの、一定の非正規雇用労働者の方についても、休業手当を受け取れない場合に休業支援金・給付金の対象とする予定です。

具体的な対象は以下のとおりです。なお、受付開始時期は2月中下旬頃を予定しておりますが、申請方法等の詳細については、改めてお知らせします。

- 対象となる労働者：
大手企業に雇用されるシフト労働者等^(注)であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方
(注) 労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）
- 対象となる休業期間：
令和3年1月8日以降

(参考) 休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

2. 雇用調整助成金の雇用維持要件の緩和について

先般（1月22日）お知らせしたとおり、緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の大手企業や、生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、雇用調整助成金等の助成率を以下のとおり最大10/10とする予定です。

- ・解雇等を行わない場合の助成率 10/10（これまでの特例措置の助成率3/4）
- ・解雇等を行っている場合の助成率 4/5（これまでの特例措置の助成率2/3）

今般、上記に該当する大手企業に加え、中小企業の全ての事業所を対象として、令和3年1月8日以降、緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断することとする予定です。

※ 現行の特例措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無により確認しています。

なお、詳細については改めてお知らせします。

6. 休業支援金の対象外である大企業 25 社に対して、休業手当を支払うよう要請文を出した結果について、①25 社に確認し、休業手当が出ていないのは何社で何人だったのか、②電話での調査など、どのようなフォローアップをしたのか、その結果はどうだったのか、③休業手当を支払わない大企業に対してどのような指導をしていくのか、について改めてお示してください。
7. 上記 25 社に対しては、同一労働同一賃金など法令上の問題がないかどうかについても確認し、その結果をお示してください。また、法令上の問題がある場合は、その企業への指導など、どのような対応をとるのかお示してください。

(答)

令和 2 年 11 月 4 日から同 25 日までの間において、雇用調整助成金の活用を勧奨する文書を送付した 25 社について雇用調整助成金等の申請書等を確認したところ、休業支援金・給付金を申請した方で雇用調整助成金等の対象者として含まれていた方は確認されませんでした。今後は、こうした文書の送付に加え、特にその対象者が多い企業に対しては、個別に直接働きかけるなどの方策も検討してまいります。

また、同一労働同一賃金については、個別の企業の指導状況等についてのお答えは差し控えますが、正社員に休業手当を支払う一方で、非正規雇用労働者には一律に休業手当を支払わないことは、パートタイム・有期雇用労働法等に違反する可能性もありますので、関係部局間で連携の上、適切な対応を行ってまいります。

出所:立憲民主党・無所属会派厚生労働部門会議(2021/1/14)
厚生労働省配付資料

令和●●年●●月●●日

●●労働局

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の活用について

貴事業所の労働者から新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請がありましたが、支給要件である「中小事業主に雇用される労働者」に該当しないため、不支給決定を行いました。

貴事業所のように中小事業主に該当しない場合であっても、労働基準法の休業手当の支払義務の有無にかかわらず、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の特例が活用可能ですので、このことも踏まえ、労働者に対する休業手当の支払についてご検討ください。

なお、シフト労働者等であっても、過去の就労実績等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業手当を支払った場合は雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の助成対象となり得ます。

また、労働基準法の休業手当の支払義務がない場合であっても、正規雇用労働者に対してのみ休業手当を支払い、非正規雇用労働者に対しても休業手当を支払わないことは、令和 2 年 4 月から施行されている同一労働同一賃金の規定に違反するおそれがあります。

こうしたことも踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関連して労働者を休業させる場合、休業期間中の賃金(休業手当)の取扱いについて、労使で十分に話し合っただき、労使が協力して、労働者が安心して休むことのできる体制を整えていただくようお願いします。

お問い合わせ先・相談窓口

●●労働局 ●●

住所: ●●●●●

TEL : ●●●●●

出所:厚生労働省資料

○下村委員

次に、雇用について伺います。
企業の雇用維持の取組については、雇調金の特別措置を活用して休業手当の支払いを支援することが基本であると考えます。そうした中、雇調金の活用がままならない中小企業の労働者を早期に支援するために、特例的に休業支援金が創設されました。

しかしながら、最近の報道によると、大企業の特にシフト制の労働者に対し、休業手当の支払いがなされていないという実態が見受けられます。雇調金はシフト労働者についても活用することは可能であり、大企業に対して政府の雇用維持策の趣旨が十分に伝わっていないのではないかと考えられます。

大企業に対する支援は、改めてこうした趣旨を徹底することを基本とし、休業支援金の安易な拡充には慎重を期すべきであると考えますが、一方で、今般の緊急事態宣言下で、特に女性のパートやアルバイト労働者がお困りの状況を見ますと、特例的に対象者や期間を絞って休業支援金を大企業労働者に拡充することも検討してはどうかと考えますが、総理、いかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣 休業支援金は、雇用調整助成金の活用がままならない中小企業の労働者を早期に支援するために創設されたものであります。休業支援金を安易に大企業にまで認めますと、企業が休業手当を払って雇用を維持するという取組が行われなくなる、こういう懸念があります。

また他方で、御指摘のように、大企業の中でも、パートやアルバイトなど、比較的企業との雇用関係が弱い立場の皆さんから、休業手当を受け取れず困っているとの声が寄せられているのも承知しております。こうした方々も含め、国民の雇用と暮らしを守っていくことは政治の責任であると考えます。

このため、大企業にあつても、休業手当を受け取りづらい勤務形態の方については休業支援金の対象とすることとし、厚労省に検討を進めさせております。早急に具体的な対応を取りまとめさせたいと思います。

休業支援金適用拡大

首相方針 大企業の非正規労働者

新型コロナ

新型コロナウイルスの感染拡大で休業した中小企業の労働者に国が休業手当を支給する休業支援金について、菅義偉首相は4日の衆議院予算委員会、大企業の非正規労働者にも適用する方針を明らかにした。自民党の下村博文政調会長の質問に対する答弁。厚生労働省は、仕事があるときだけ働く「日々雇用」や、シフト制の非正規労働者を対象とする方向で、具体的な制度設計を急ぐ。

休業手当を巡り政府は、企業が従業員に支払う休業手当を助成する雇用調整助成金（雇調金）を拡充。大

企業に対して雇調金の活用を求める一方、中小企業向けに、国は休業手当を直接支給する休業支援金制度を創設した。ところが大企業でもパートやアルバイトから「企業から休業手当を支払われない」といった訴えが続出。与野党から休業支援金の対象に含めるよう求める声が上がっていた。

4日の衆議院予算委で下村氏は「緊急事態宣言下でもあり、特例的に対象者や期間を絞って大企業労働者にも休業支援金を拡充するよう検討してはどうか」と質問。これを受け、菅首相は「休業手当を受けとりづらい勤務形態の方々については、休業支援金の対象とする」と表明した。

【中山聡子】

休業支援金 大企業非正規も

衆議院予算委 首相、対象追加明言

菅義偉首相は4日の衆議院予算委員会、新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業手当を受け取れなかった

新型コロナ

大企業の非正規労働者について「大企業でも休業手当を受け取りづらい勤務形態の方は休業支援金の対象にする」と述べ、中小企業労働者と同様に国から直接給付金を出す休業支援金の対象に加えると明言した。「早急に具体的な対応を取

りまとめさせたい」として、厚生労働省で制度設計を急ぐ考えを示した。首相は低姿勢で出しやり監視を警戒のポイントを面
大企業は雇用調整助成金を活用し、就業実績に応じた休業手当を払うことになっているが、パートやアル

バイトはシフト制であることを理由に、休業手当をもたない問題が続出している。首相は先月二十九日、立憲民主党の川内博史衆議院議員の要請を受け、大企業の非正規労働者らと面会し、政府として対応を検討すると約束していた。

【毎日新聞朝刊 2021/2/5】

【東京新聞朝刊 2021/2/5】

休業支援金の対象拡大

大企業のシフト勤務者も

政府は、企業から休業手当を支払われていない人に賃金の8割を支給する制度の対象に大企業のシフト制労働者らを含める。2020年7月に導入した同制度は中小企業の従業員が対象。大企業でも時間交代で働くシフト制のパート従業員には休業手当が支払われないケースがあり、拡充することにした。

対象に加えるのは大企業に雇用されるシフト制や日雇い、登録型派遣の非正規労働者。労働契約上、働く日が明確ではない人だ。緊急事態宣言が再発令された1月上旬以降の休業が対象になる。

企業は従業員を休ませる場合、休業手当を支払わなければならない。政府は雇用調整助成金を使い企業の休業手当に助成している。ただ、働く日が決まっていないアルバイトらに休業手当を支払わない企業があり、生活困窮を避けるため、新しい

制度を作った。同制度は「休業支援金・給付金」との名称で、1日1万1千円(月33万円)を上限に支給している。対象者は、企業を過ぎずに国に直接、申請をだす。過去の休業についても遡って申請でき

休業支援金 大企業に拡大

首相表明 パート・バイトなど対象

新型コロナウイルス禍で勤務シフトが減るなどしたのに休業手当を受け取れないアルバイトらの支援をめぐり、菅義偉首相は4日、これまでは中小企業の働き手に限って国が払ってきた「休業支援金」の対象を大

企業の働き手にも広げる方針を明らかにした。大企業には自ら休業手当を払うよう求めてきたが、払われないケースもあり、働き手にお金を行き渡らせるのを優先させることにした。

4日の衆院予算委員会でも、菅首相は「大企業でも休業手当を受け取りづらい方について、休業支援金の対象とする」とし、検討を進めさせていると答えた。自民党の下村博文政調会長の質問に答えた。正式に決まれば、大企業が営む飲食チェーン店で働くアルバイトで、新型コロナウイルスでシフトが激減したのに休業手当が払われていない人などが申請できるようになる。

仕事が減ると会社側の都合で働き手を休ませた場合、企業は休業手当を払う義務がある。しかし昨春以降、シフト制のパートやアルバイト、

日雇いなど非正規の働き手を中心に「職場が休業手当を払わない」との声が上がった。政府は、そうした場合に働き手が国に直接申請できる休業支援金を昨夏に新設したが、企業の義務違反を追究することになりかねないため、対象は経営体力などに乏しい中小企業の働き手に限ってきた。

一方で、勤め先が大企業チェーンという理由だけで申請できない働き手から「大企業も対象に」と求める声が出ていた。再び緊急事態宣言が出され、働き手の要望が強まった。菅首相は「安易に大企業まで認めると、休業手当を払って雇用を維持する取り組みが行われなくなる懸念がある」とも述べた上で、「困っているとの声が寄せられている。雇用を暮らしを守っていくことは政治の責任」と方針転換の理由を説明した。(吉田貴司、岡林佐和)

休業支援金の予算執行率は12%

休業支援金予算
(令和2年度第二次補正予算)

5442億円

672億円

12%

(2021/1/28現在)

4770億円

88%

出所:厚生労働省資料より山井和則事務所作成

子どもの貧困、コロナで異次元の危機に～給付金が急務 両親いる世帯にも

「コロナで死ぬか 社会で死ぬか」かつてない窮状、誰ひとり取り残さぬ社会を

小戸光治 公益財団法人「あすのぼ」代表理事

厳しくなるばかりのコロナ禍で、子ども・若者の貧困問題は、2021年02月02日臨界点をとっくに超えている。政府が再度の緊急事態宣言を発出するに及び、以前から困窮している世帯はますます過酷な状況に追いやられ、貧困とは無縁だった世帯も家計急変などで一気に困窮に追い込まれる例が少なくない。

私は30年以上、遺児支援などを通じて困難にあえぐ家庭と接してきたが、これほどまでに多くの切羽詰まった「助けて」の声を聞いたことはなかった。生活保障だけでは解決できない、命の危機が爆発的に進行している。



幼い子どもを抱きかかえながら、公的機関の緊急支援の資料をもらいに来た女性。夫と子ども3人の家計の収入は激減。くらしにおわれ、人に話を聞いてもらえる機会も持ちにくい日々が続く。2020年12月



緊急事態宣言の出た千葉県市内、入店者のまばらな飲食店では店先に用意されたテーブル席も空きが回らなかった。2021年1月

3月までの給付実行が不可欠。4党共同で法案提出

困窮する子育て世帯への、政府による給付金支給は急務だ。これからの年度末は、入学や新生活の準備で多額の費用が必要になり、厳しさが極まる時期になる。支援は年度内に、つまり来月（3月）までに届けなければ、子どもたちの未来が閉ざされかねない。

開会中の通常国会で、「子どもの貧困給付金法案」が提出された。民間の支援現場からの意見をふまえ、野党4党（立憲民主、共産、国民民主、社民）が共同で提出したものだ。私共、1月22日の法案提出後の4党の記者会見に、NPO法人キッズドアの渡辺由美子理事長らとともに出席した。

法案は、低所得の子育て世帯に対し、給付金を3月に支給することを目指す内容だ。緊急性ととも、今回、特に求められるのは、「両親がいる世帯」も給付対象に加えることである。

政府のコロナ禍対策では私たち支援団体や当事者、研究者らの粘り強い要望が実り、『ひとり親世帯』にはこれまで2回、「臨時特別給付金」が実現した（1回目は昨年6月成立の第2次補正予算で、2回目は12月に予備費で）。しかし、「両親がいる世帯」は対象とされず、政府の支援から抜け落ちていた。



「子どもの貧困給付金法案」を提出する野党議員。2021年1月22日、衆議院

苦しき同じなのに公の支援及ばぬ「両親いる世帯」

「ひとり親世帯」では、2回の支給のおかげで何とか悪劇を免れ、1年を越せたという例が少なくなかった。しかし、今年に入っても感染拡大はおさまらず、「コロナ切りで仕事を失い絶望している」といった声が次々に届くようになった。奈落の底に突き落とされている家庭が増えている。

苦しいのは、「両親がいる世帯」も同じだ。低所得で子どもをかかえる世帯は極めて厳しい生活を強いられ、両気や失業、別居など様々な理由で貧困に陥ってしまう。しかし、ひとり親世帯のような公的支援は皆無だ。わが国の全労働者の4割が非正規雇用である。コロナ禍以前は、両親ともに非正規雇用でも、なんとか共働きでやりくりをしていた子育て世帯が、失業や大幅な減収で追い詰められている。親が外国籍の世帯も増え続けており、くらしは苦境ではない。

「自助」には限界、与野党で臨時給付の実現を

「自助」の限界は、すでに超えている。いまこそ手厚い「公助」が必要だ。

まずは、すべての低所得の子育て世帯への臨時特別給付金の実現に向け、今国会で、超党派の取り組みを期待している。先週成立した今年度の3次補正予算には、総額19兆円以上の経済対策が盛り込まれたが、こうした給付金は含まれなかった。

私たち子どもの支援に取り組む団体の代表者らは、野党のみならず、与野の国会議員にも働きかけ、前向きに検討していただいている。何とか、予備費での実現を願いたい。

菅首相が面会。「私が聞いたんだから」と検討約束



首相官邸に入る菅義偉首相。2021年1月7日

菅義偉首相は1月26日の衆院予算委員会で、立憲民主党の川内博史氏が、国庫世帯の子どもらへの支援からこぼれ落ちた人々を救うために、「彼らに会っていただき、今の状況を把握すると約束してほしい」と求めたのに対し、「させていただきます」と答弁された。

その3日後の29日には、菅首相は早速、シングルマザーや非正規労働者と首相官邸で面会し、コロナ禍による生活支援に関する要望を受けた。その場には、田村憲久厚生労働大臣も同席した。案内した川内議員によると、首相は、ひとり親世帯などへの給付金やすべての非正規への休業支援金の支給について、「今ある制度を含めて何らが検討する」「私が話を聞いたんだから」と前向きな姿勢を示したという。

日本中で苦しみ続けている子どもや親にとって、とても心強い言葉だ。ぜひとも実行していただきたい。

本稿ではこれ以降で、コロナ禍での子どもの貧困の現状と、政府と社会に求められる対応について、支援の現場からお伝えできればと思う。

子どもたちは何かされ置き去りにされている



生活が苦しい家庭が暮らす子ども食堂「子ども食堂」「親ごはん」は、新型コロナウイルスの感染が拡大した当初、運営が困難になり、全国的に閉鎖中止が相次いだ。2020年1月4日



感染拡大に伴う一斉休校で学校給食がなくなったため、ひとり親世帯への緊急の食料支援として米や菓子などを発送する民間団体。2020年3月6日

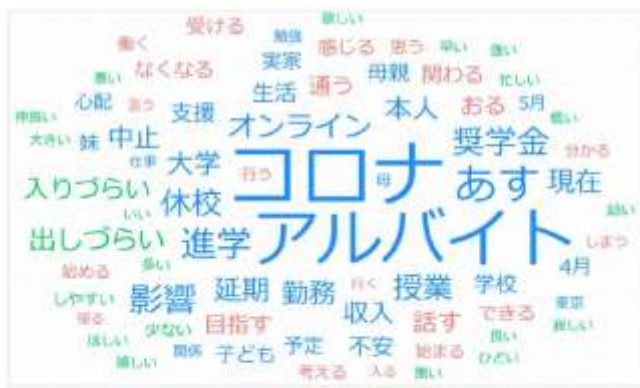
私が代表を務める子どもの貧困対策センター「公益財団法人あすのぼ」では、昨年春以降、多くの団体や研究者とともに、政府や自治体、政党に実効性の高い対策を速やかに実行するよう、政策提言と働きかけを続けてきた。また、独自の緊急支援給付金事業などもあわせて、コロナ禍対策に全力をあげた1年だった。

（原稿「コロナ緊急対策、政府制度設計はお任せ「子どもの貧困」危機に迫る」もご参照ください）

「あすのぼ」では、昨年3月からの全国一斉休校などを受け、感染が急拡大した4月初旬から5月にかけて、子どもたちへの影響と必要な支援策を探るために、高校生・大学生世代への聞き取り調査を実施した。

以前から奨学金やアルバイトで生計を立てている若者が多く、コロナ禍以前から生活が厳しい状態だった。そこへ、最初の緊急事態宣言を受けてアルバイトの減少が顕著に表れ、生活そのものの不透明感が増し、脅かされている実感が明らかになった。この聞き取り調査で輸出する申請を分析したところ、「コロナ」、「アルバイト」、「奨学金」といった言葉が多く、それらを裏付ける結果となった。

長引く休校の影響もあり、子どもや若者の声や気持ちなどを周囲の大人が聞いてくることができず、置き去りにされていた。



新型コロナウイルスの感染が国内で最初に急拡大した2020年4〜5月、「あすのば」が
 がかかわる高校生、大学生世代に働き取り調査を実施し、抽出した単語をAIにより
 テキストマイニングで分析したものの、元々楽しかった生活の不透明感が増し、喪がされ
 ている実感が目立った。



「あすのば」の給付金を受けた子どもや保護者から届いた感謝の手紙

死を慮る子どもたちへ、お金と共に心を届けたい

働き取り調査から、2人の若者の声を紹介したい。

○この春、高校を卒業し「日本文化を外国人観光客に伝える」地元企業の
 内定が取り消しに。アルバイトも十分でまず、家にお金を入れることもで
 きず時間だけが過ぎる。

○生活面では、アルバイト先がコロナの影響で廃業・休業となり、本日以
 降の収入面でも不安がある。心境としては、「コロナで死ぬか。社会で死ぬ
 か」と思う。

この調査など、子ども・若者の実態を踏まえ、5月には、「あすのば」独自
 に、コロナ禍の「緊急支援給付金」をおくることを決断した。広く全国民にご寄
 付を呼びかけ、お金による経済的な支援のみならず「あなたのことを思っている
 人が『ここにいるよ』」というメッセージも伝える事業だ。私たちが最大限用意
 することが見込める給付枠として全国2,500人分を計画し、発表した。

定員の5倍の申し込み殺到

緊急支援の第一弾として、「あすのば」が毎年続けている「入学・新生活応援
 給付金」の申込者のうち、2019年に募集定員を大幅に超えたため残念ながら不
 採用となってしまった1,300人を対象に、一律3万円を送った。6月には第二弾と
 して、行政支援が不十分な高校生らを対象に、コロナ禍による家計急変や生活困
 難となった1,200人に一律4万円を送る事業を開始。こちらには、募集の半月間
 に定員の5倍の5,867人からの申し込みが殺到した。

応募受付とともに、この緊急支援への募金を呼びかけ、21,802人から1億
 8673万4372円ものご寄付が寄せられた。おかげさまで、追加給付を含めて当初
 の計画の2倍にあたる合計4,990人の子どもたちに累計1億8674万円もの給付金
 を送ることができた(2020年12月31日現在)。

自らを責める悲痛な声

こうした緊急支援は、コロナ禍の実態を明らかにし、公的支援の必要性を行政
 や社会に働きかけるためのモデル事業として実施してきた。応募した高校生やそ
 の保護者からは、以下のような悲痛な声寄せられた。

○収入が減って高校の学費を捻出するのも難しくして食事を一気にするなど
 食費を削って生活しています。

○高校の通学費も出せなっています。助けて下さい。

○今のままでは、子どもの高校の部活ができなくなります。助けて下さ
 い！子どもの夢を壊したくない・・・、ごめんなさい・・・。償けない母親で
 す。

○中学生や大学生には支援策があるが、高校生への支援はまったくなし。
 学費も止まることなく引き落としが続き、私の収入は減る。子どもたちは
 家にいるので、公共料金やオンライン授業の通信費もかかり大変困ってお
 ります。どうか助けてください。

「ごめんなさい。償けない母親です」などと自分を責める親たちの声が多く、
 それらを読んで心が痛むばかりだ。

責任は家庭にはなく社会の構造的問題だ

一昨年、子どもの貧困対策法が改正され、「子どもの貧困対策は、子どもの貧
 困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、差支えなければならない
 (第2条3)」と明記された。厳しい状況に追い込まれていることは、親の責任
 ではなく、ワーキング・プアなどコロナ禍以前からのさまざまな構造的な社会の
 課題が露呈しているのである。

切実な声を受け、支援現場の多くの関係者と協議し、政府や東京都、政党への
 働きかけを強めた。

5月18日には、超党派の国会議員による「子どもの貧困対策推進議員連盟」の
 役員会(会長は田村憲久・自民党コロナ対策本部長(当時=現在は厚労大臣))
 が開催され、しんぐるまざあず・ふぉーらむの赤石千衣子理事長、未富芳・日本
 大学教授、キッズドアの海辺由美子理事長とともに、ひとり親を含む子どもの貧
 困世帯への現金給付の上乗せなどを要望した。翌日、要望に関する記者会見を実
 施し、朝日新聞はじめ報道各社が広く報じた。



超党派の議員連盟に現金給付の上乗せなどを要望したことについて、
 記者会見で説明する関係団体の代表。主催は連盟=2020年5月19日、東京・国会
 の厚生労働省

動いた政治。「ひとり親」には2度の給付が実現

これらを受けて、8月以降に世帯所得のひとり親世帯への「臨時特別給付金」の
 支給が実現した。各世帯に5万円、第2子以降3万円ずつ加算し、さらに感染拡大
 の影響で収入が減った場合は5万円が追加された。

11月10日には、「子どもの貧困対策推進議員連盟」の総会が開催され、「あ
 すのば」をはじめ、子ども・若者を支援する10団体と地方議員、研究者ら12人
 がコロナ禍対策・来年度予算に向けて要望を発表。これらの結果、12月までに
 世帯所得のひとり親世帯への「再給付」が実現した。前回同様、各世帯に5万
 円、第2子以降は3万円ずつ加算された。また、高校生への給付奨学金の「奨
 学給付金」は、第1子が26,100円、第2子以降が12,000円の上乗せとなった。

このような状況下で、今後必要とされる主な施策は、以下のとおりである。



子どもの貧困対策推進議員連盟の総会で、子ども・若者の支援団体や研究者らがコ
 ロナ禍対策を要望した=2020年11月10日、衆議院第一議員会館

厳しさ極まる年度末。簡便な手法で速やかに給付を



緊急事態宣言の区域変更で7府県の追加を発表。記者会見する菅義偉首相＝2021年1月13日。首相官邸

政府が11都府県に出した再度の緊急事態宣言は、大半の地域で延長されることが2日に決まる見通しだ。コロナ禍の影響が深刻になるばかりの中で、最も出費がかさむ年度替わりを迎える。

冒頭で述べたように、今、最も必要なことは、給付金を年度内に支給することだ。「ひとり親世帯」には給付を継続するとともに、昨年春以来、強く要望してきたにも関わらず見送られてきた「両親のいる子どもの貧困世帯」にも、同様の制度をいち早く実施しなくてはならない。

その際、手続きと給付方法がポイントになる。くらしに迫られる困窮世帯は、手続きをすることが大きなハードルになってしまうからだ。自治体の事務作業を強力。減らすことも大切だ。そこで、私たちが提案した住民税非課税世帯への現金給付であれば、自治体は迅速に実施できる。昨年、国民一律に10万円を配った特別定額給付金の口座に送金すれば、新たな手続きもいらぬ。

中退回避・学校通わぬ子どもも対応・自殺防止

同時進行で取り組むべき施策は膨大にあるが、いくつかを簡単に説明したい。

まず、コロナ禍による経済的事象のために、子どもたちを、高校・大学・専門学校などから中退させてはならない。学費は特に、大変な負担だ。軽減策や奨学金制度、入学時の支援など、できるはずのことは多い。

学校に通っていない同世代の子どもたちにも、厳しい生活の中で生き抜いていけるような支援が必要だ。卒業したり中退したりしても、進路や職が決まらない子がいる。新生活への支援は乏しい。職に就けても、厳しい経済環境のもとで、事業者側が人材を一人前に育てる余裕を持ちにくくなっている。

子どもの自殺防止への取り組みも大切だ。11月の小学生から高校生までの自殺者数は、前年同月比で倍増している。子どもたちが絶望に追い込まれることがないように支えが求められている。



大学構内での弁当の無料配布の支援に、希望する大学生約500人が並んだ＝2020年6月

弱者ほどダメージは強い。長期間の回復対策を

弱い立場の人たちほど、ダメージが強く、長期にわたるといふ問題もある。阪神・淡路大震災や東日本大震災では、私も支援や調査に携わってきたが、従前から生活基盤の弱かった人々ほど復旧・復興から取り残される傾向があった。

コロナ禍においても、困窮世帯の保護者の雇用や生活が安定するまでには、かなりの時間が必要になると思われる。もれのない現金給付などの支援とともに、失業者や、特に非正規雇用で減収した人々への十分な雇用対策と収入保障も不可欠だ。

2018年の子どもの貧困率は、13.5%で3年前より少し改善されたが、次の調査年である今年の貧困率は、十分な対策をとらないと大きく悪化するのではないかと危惧している。

密を避ける社会で「孤立」深まる危機

貧困の課題は、経済面だけではない。「孤立」の問題も重くのしかかる。「社会的距離」という言葉が、困難を抱える人々をより苦しめている。寄り添うことが支えの基本であるのに、「3密」を避ける。離れる。という時代になった。



子ども食堂は、昨春の新型コロナウイルスの感染拡大当初は苦境に陥ったが、手配りの持ち増した弁当の配布にかたり、人数制限や発熱切りなどで感染対策を講じたりするなど、支援者が努力を積み重ねて復活していった＝2021年1月

ますます「社会」から切り離されてしまい、孤立が深まるのではないかと懸念している。支援団体による孤立防止への寄り添い支援なども、従来のように実施できない現状だが、感染防止策をした上で、できる限りの支援の再開や、支援への資金面での支えが必要だ。

私たち「あすのば」の最新の事業では、さらに深刻な状況が見えつつある。

事態は深刻化。分析と対策を

小学校や中学校への入学と、中学校や高校からの卒業を迎える子どもたちを対象とした「入学・新生活応援給付金」事業では、今春から、コロナ禍により「住民税非課税相当」に家計が急変した世帯も新たに対象に加えることにした。すると、昨年12月17日までに、定員2,600人の3倍を超える8,300人以上の申し込みがあった。過去最多で、昨夏の緊急支援での5,800人を大幅に上回った。

ひとり親世帯のみならず、両親のいる子育て世帯からの応募も多い。今後、家計状況の変化など給付金申請者のデータの分析をすすめ、エビデンスに基づく政策提言につなげていきたい。

通常国会では、与野党の審議が本格化してきた。まずは、4党が共同提出した「子どもの貧困給付金法案」の内容について、超党派でしっかりと議論をしていただきたい。進学や新生活の準備に間に合うよう、年度末までの給付が必要だ。そして、前述のすべての提言をいち早く実現してほしい。



衆議院本会議で高井伸の菅義偉首相＝2021年1月29日

自殺の激増を危惧

年末から、医療崩壊の訴えが強まり、在宅死の情報も目立ってきた。日本がこんな事態になるとは、少し前までは想像できなかった。現実はずかしい。

生活が困窮する子育て世帯には、事態が一層、重くのしかかっている。厳しさの実感、冷たさの体感が全く違う世界を生きているのだ。平時でも、薄氷の上をおそるおそるふみしめるようにして、肩を寄せ合ってぎりぎりの日々をしのいできた。今、氷が割れて、厳冬の海の底に突き落とされるのではないかと、長年、支援の現場にいるものとして、かつてないピンチの到来を憂慮する。孤立が深まり、訴えるすべもなく、さらに自殺が激増しないかと危惧している。

「人が死なないと動かない」と批判されることも少なくないが、昨年末のひとり親世帯への給付金は、未然に多くのいのちを救ったと言っても過言ではない。二度と悲劇を繰り返してはならない。

「他人ごと」でなく「自分ごと」

全国、全世界の民が、コロナ禍の当事者である。すべての方々が、自らの経験から、困難を抱える人の問題を、「他人ごと」ではなく「自分ごと」として考え、行動につなげていただけるのではないだろうか。

子どもや若者が、だれひとりとして取り残されることなく、コロナ禍でも生き抜いていくことができる社会づくりを、多くの方々とともに進めていきたい。

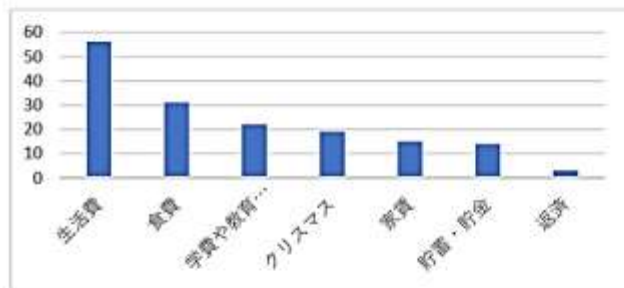
ひとり親臨時特別給付金再支給について 186人の回答

2021年1月7日

しんぐるまざあず・ふぉーらむ

◆何に使いましたか・使う予定ですか（複数回答）

- ・生活費 56人
- ・食費 31人
- ・学費や教育費、学用品 22人
- ・クリスマス 19人
- ・家賃 15人
- ・貯蓄・貯金 14人
- ・返済 3人



◆感謝のこぼ

- ・不安で一杯だった中、思い掛けず給付金を頂けて、本当に感謝致しております。何とか年を越せました。
- ・離婚してから養育費を全然払って貰えず、私の収入だけでは毎月生活していくのがやっと・・・お金に全く余裕がないので、年末はクリスマスなどやお年玉などいろいろ出費があり困っていました。わずかでですが子供にプレゼントやお年玉をあげることができました。
- ・母子家庭ということで周りとは比べるべき生活がさせてあげられないことに日々自分を責めてばかりです。
- ・今生きていくのがやっとで将来のことなど考えられる余裕はありません。未来が不安で仕方ないですが、今を頑張るしかありません。
- ・みじめな年末年始を回避できました。ありがとうございました。
- ・命が助かりました。コロナで解雇され今年は正社員から今はパートで働いてますがとにかく光熱費払ったら食費が残らずにどうしようか悩んでいました。12月は母子手当もなく、今月に入り休校にもなり、本当に困ってました。ただ今回で生活が調う訳がなく子供3人にはクリスマスケーキクリスマスプレゼントお年玉諦めさせました。仕方ない事です。でも本当に助かりました。ありがとうございました。
- ・ホントにありがとうございますと言葉しか出ません。雪が降り冬ブーツを買えずに子供はいつもスニーカー。今どきしもやけになってしまい今日、靴屋で冬のブーツ買えました。
- ・ギリギリの収入で暮らしているひとり親家庭にとって、今回の給付金は大変有り難く心強い支えとなりました。しかも児童扶養手当を受給しているなら手続きなしで受けとれるシンプルさ、出費の予想される年末年始前のタイミングでの迅速な入金、感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。
- ・今回、再支給がなかったら我が家では年末年始を迎えるどころか、電気が止まって真っ暗なお正月になっていたと思います。本当にありがとうございました。

- ・仕事が1月いっぱいまでコロナ切りで職失うこととなります。引き続きひとり親特別給付金を継続でお願い出来ればって思います。
- ・助かったんですが、有り難いですが、もう1度再支給してほしいです。
- ・久しぶりに子供らしい無邪気な笑顔が見れました。お正月を体験させる事が出来ました。家賃、光熱費の滞納も助かりました。家で正月を過ごせました。ありがとうございました。
- ・すごく嬉しかったです。また私の住む地域では、決定してから支給されるまでがとても早かった。迅速な対応と真心に感謝しています。
- ・今回とても助かりました。ありがとうございます。ただ、厳しい状況は続いています。給付金を継続して頂きたいです。よろしくお願い申し上げます。
- ・私を含め世の中には沢山のひとり親がいます。生活は楽ではなく、我慢する事ばかりです。そんな中再給付をして下さる事を知り泣いてしまいました…本当に有難く感謝の気持ちでいっぱいです。金銭的に余裕がなければ人に子供に対して余裕がなくなってしまいます。まだまだ生活は楽ではありませんが1歩ずつ前進し楽しく暮らして行ける様に行こうと思っています！本当に本当にありがとうございました!!
- ・この度 12/24 に入金があり、これは神様からのプレゼントかと思ひ、涙がでました。一生忘れる事ができません。
- ・貯金もかなり減ってしまい、毎日不安との闘いの中、食べ物など、年越しの物を買うことができました。
- ・コロナ禍でついに自分の職場にも陽性者が出てしまい、何日も自宅待機となり精神的にも生活費もかなり困ってました。支給がありと知ったときは当分先だろうと思っていましたが、年内という速さで大変驚きました。迅速な判断と対応に心から感謝申し上げます。
- ・何故ひとり親世帯だけという世間からの反発もありましたが、実行してもらえたことに感謝しております。
- ・養育費が貰えず、仕事も派遣で介護・・・大切な国のお金を本当にありがとうございました。自分でも今年は大変厳しいとは思いますが夜勤もしながら正社員を目指します。娘を残しては心配ですが、いつまでも国のお金を頼っては駄目だって感じています。そんな気持ちにさせてくれた事に感謝してもしても、足りません。本当に本当にありがとうございました。
- ・小学高学年ですが、500円のお年玉で喜んでくれました。
- ・数ヶ月、就活でこのご時世での面接にいつも応募者殺到で狭き門になっておりなかなか決まりませんでした。家賃を払えたので本当に感謝しております。
- ・税金を払わずに配給していただいた事には個人的にはとても申し訳ない気持ちでおります。

■ひとり親の臨時特別給付金の対象外となる方々（相談事例から）

- ・別居中、離婚前(離婚調停中)。お子さん3人。児童扶養手当も受給できず、ひとり親で生活していても医療費なども負担しなければならない。正社員で年収は額面350万円。「別居後離婚前のひとり親への支援。国になんとか動いて欲しいです」
- ・夫が精神障害。生活困窮。

両親世帯の状況について



一調査の詳細について

調査対象： キッズドアファミリーサポートに登録した日本全国の困窮子育て家庭
 調査機関： 特定非営利活動法人キッズドア
 調査実施日： 2019年10月31日～2021年1月18日
 対象地域： 全国
 回答数： 1,462件（内、両親世帯と回答した方121名）
 対象者： キッズドアに支援を求める高校生までの子どもを持つ保護者 1,462件
 調査方法： キッズドアファミリーサポートに登録する際のエントリーフォームより集計
 お問い合わせ： NPO法人キッズドア コロナ災害支援室 町田裕輔（info-room@kidsdoor.net）

一属性別の割合について

※以下「両親世帯」「ひとり親世帯」以外の回答した方、未回答と不明については除く

<インフラ>	数値		割合	
	両親世帯	ひとり親世帯	両親世帯	ひとり親世帯
家賃・電気・ガス・水道・携帯電話などの支払いができなかったことがあった	45	277	37%	21%
上記に当てはまらない	76	1021	63%	79%
総計	121	1298	100%	100%

両親世帯の方が、公共料金を支払いできなかった割合が**16%**も高い！

<貯蓄>	数値		割合	
	両親世帯	ひとり親世帯	両親世帯	ひとり親世帯
0～10万円未満	62	524	51%	41%
10～50万円未満	22	273	18%	21%
50～100万円未満	12	148	10%	11%
100～300万円未満	5	132	4%	10%
300～500万円未満	2	31	2%	2%
500万円以上	1	25	1%	2%
(空白)	17	156	14%	12%
総計	121	1289	100%	100%

両親世帯の方が貯蓄が**10万円未満**の方の割合が**10%**

<障害の有無>	数値		割合	
	両親世帯	ひとり親世帯	両親世帯	ひとり親世帯
家族に不登校や病気や障害のある方がいて就労困難	37	301	31%	23%
上記に当てはまらない	84	988	69%	77%
総計	121	1289	100%	100%

両親世帯の方が障害がある方の割合

<多子>	数値		割合	
	両親世帯	ひとり親世帯	両親世帯	ひとり親世帯
多子家族（子どもが3人以上）であるため生活が困難	77	298	64%	23%
上記に当てはまらない	44	991	36%	77%
総計	121	1289	100%	100%

両親世帯の方が多子家庭を問題として挙げている方が、**41%**高くなった。下の表より、子供の人数別にみても、**20%**
17%

<子供の人数別>	数値		割合	
	両親世帯	ひとり親世帯	両親世帯	ひとり親世帯
1人	13	541	11%	42%
2人	33	453	27%	35%
3人	24	223	20%	17%
4人	29	57	24%	4%
5人以上	22	15	18%	1%
総計	121	1289	100%	100%

↓差分
20%
17%

*多子家族である

- ・多子世帯には、なかなか支援がない
- ・1人親支援はいろいろな所であるが多子世帯にはあまりなく、行政等も支援なく、生活、精神的に辛いです。
- ・働かなくても働けない状況でやきもきしています。子供達がいての出費が多く、男の子のなにもあり服や靴もすぐにサイズアウトしてしまったり破って帰ってきたり衣服などでも安く探して購入していますが自分や妻の分はほぼ買えず、子供が小さなうちは児童手当などありますが、1番お金がかかる高校からは国の手当がなくなるので塾などにも通わせることができず子供達にも不便な思いをさせてしまっているのをかわいそうだと思いつつも何もできないのでどかしいです。
- ・双子が2組いるので入学時は一気にお金がかかってしまうので貯金がないと苦しい。病気を患っているのであれば就労は避けたいがそんな事も言ってもらえない状況なので働きに出ようとしたが未っ子を預ける保育園の空きがなく預けられないので働きに出られなかった。さすがに夫の給料だけで家族7人が生活していくのは苦しい。服は買ったり外食は一切せずかなり節約しているがもう別れるところは食費くらいしかないので、もやしや豆腐料理が多く子供達にはもった栄養のあるものを食べさせてあげたい。
- ・男の子3人、女の子2人です。最低限必要な品は買わなければいけませんが、我慢をさせている方が多いです。来年限女が高校へあがります。児童手当もなくなり支出面での不安が大きいです。
- ・子どもが4人、それぞれ年が離れていることで支援金や補助金の対象とはなりません。上の子が大学生となり、授業料が家計を逼迫、支出は増える一方で余裕がありません。
- ・コロナの影響で子供達が家にいる時間が長くなり、光熱費や食費がかかるようになりました。また子供達が成長し、急に寒くなったのもあって去年着ていたものがサイズアウトで着れなくなり衣服や靴などの出費がとて多かったです。子供4人分となると額が・・・親は我慢するのが当たり前で、なんとが一昨年、去年着ていた服を引っ張り出したり、子供が着れなくなったものを着ていたりします。
- ・主人は毎月30万程お給料をもらってきていますが、食べ盛りの子供達、思うようにお風呂いっばい食べさせてやれません。習い事もさせてやれず、私達夫婦に両親もおらず、2人精一杯やっていますが、多子は支援は少なく苦しいです。これからクリスマス、お正月ありますが、働き方改革で残業がかなり減りどうしていいかわかりません。

*障害がある

- ・発達障がい阿土の夫婦です。旦那も真面目に働いていますが、時給千円でずっとあがることはない。安定はありません。わたしはパートができてきたが4人目出産後にベテット病を発症してしまい、働けなくなりました。
- ・主人が大腸がんの後遺症で正社員になれない。アルバイトなのでクビになったら、また障害のある長女がいるので、私もフルでは働けない。高校受験の長男も手伝ってくれていて（当然部屋はない）長男の将来に影響が出ない心配

*離婚したくてもできない

- ・離婚はしてないのですが、旦那とは別居状態です。
- ・収入が大幅に減り、光熱費、携帯代、学校関係のお金、全ての物がきちんと払えず、クレジットカードも利用停止になりました。私は、うつ病で通院していますが、毎日を乗り切る事で精一杯です。主人の言葉の暴力などがしんどくなり、離婚を考えていますが、養育費など払ってくれるような人ではないので、今は我慢しています。離婚をして、子供達が生活に困らないようにしたいけど、解決策が見つかりません。

- ・離婚をしたいのに、住む場所とお金がないから我慢して生活しています。家賃は払ってくれています。主人は借金ばかりでお金がなく、こんな状態で離婚も出来ないし上の息子は私立高校に行きたいと言っているので金銭面で困っています。

*その他

- ・コロナより前に就労により生活保護を抜けた方がいいが思ったより収入が上がらず家賃が支払えない状況がつついてしまったところコロナの影響で余計と支払が滞り納してしまい訴訟、強制退去と現在になってしまいあと一週間で退去しないと強制執行という状況でホントにどうしていいのかわからなくなってしまっている状態です。
- ・自粛期間中出費が増えましたが、逆に私はパートに行けず収入が減り夫の会社も仕事が極端に減りました。ひと月丸々あった収入がない時もあれば減額もあり、支払いが滞り普が回らない状況になりどうしたら良いのかわからず死んでしまおうかと思ったほどでした。しかしそんな勇気もなく、可愛い子供達の事を思いながら泣く事しかできず本当に情けないです。子供を夫に任せて夜もバイトをしようかと思いましたが、虐待をすることもあり、そもそもお金の話になると怒鳴るだけで話し合いができる相手でもありません。悩みが多く、自分で解決する事もできずとにかく情けないです。

1. 法案提出の趣旨

新型コロナウイルスの影響により、低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じている中、予備費を活用して、昨年12月、「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付の再支給）」が再支給された。

これに対しては、「お米を買えた」「何とか年を越せた」等の喜びの声が届いているものの、再び緊急事態宣言が発出される事態となり、新型コロナウイルスの影響による減収や休業、仕事が見つからないといった雇用情勢の悪化は更に深刻化しており、子育て家庭からは、今後の生活に対する不安の声が上がっている。特に、4月には子どもたちの進学、進級が控えており、入学金、学生服、体操服、体操靴などの購入に多くの費用が必要となる。このままでは、進路の変更や断念、中退などを選択せざるを得なくなる。

については、未来ある子どもたちを4月に泣かせないため、令和3年1月と3月に低所得の子育て家庭に給付金を支給する法案を提出する必要がある。

※明石市では、経済的な理由など家庭環境により修学が困難な子どもたちが安心して夢に向かうことができよう、高校入学に際して必要となる費用（入学金、施設整備費、教科書代、学生服、体操服、通学靴、体操靴、体操館シューズ、その他学校から購入を求められる物品・費用等（電子辞書、タブレット、諸会費等））として、入学金準備金30万円を支給する制度を設けている。

2. 法案の主な内容

○ 次に掲げる者に対して、令和3年1月と3月に（計2回）、給付金を支給する（児童扶養手当の支払月と同じ月に支給）。その後の給付金の支給については、新型コロナウイルスによる低所得の子育て世帯への経済的な影響等を勘案し、検討する。

① 児童扶養手当受給者等（ひとり親家庭）

② ①以外の住民税非課税相当の子育て世帯（ひとり親家庭以外の家庭）

※1月分支給は間に合わないため、3月分支給時に1月分と3月分の2回分を支払

※①は「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」の支給対象者と同じ。①と②には、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当受給者と同じ水準の者を含む。

※高所得の配偶者によるDV被害者が離婚調停中で別居中の場合などの支給について検討

○ 給付金の額は、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円とする。

※子ども1人の場合：5万円、2人の場合：8万円、3人の場合：11万円

給付金の額は「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付の再支給）」と同額

※上記のほか、新型コロナウイルスによる就業環境の変化が深刻であることに鑑み、母子家庭高等職業訓練促進給付金等の大幅な増額、情報通信技術等に関する職業能力の開発・向上のための職業訓練の充実等、低所得の子育て世帯への支援施策の拡充についての検討規定を設ける。

【所要額】

2,100億円程度（令和3年1月と3月の2回分） ※予備費を活用

※児童扶養手当受給者等：1,520億円(116万世帯)、2人親世帯の住民税非課税世帯：568億円(43万世帯)

◎ひとり親世帯については既に支給対象者を把握しており、早期に給付金を支給することは可能。一方、ふたり親世帯については支給対象者を把握していないが、消費税8%増税時に支給された臨時福祉給付金と、昨年支給された「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」と同様のスキームにより、支給対象と考えられる世帯へ案内を送付し申請してもらうとともに、給付金の周知徹底を図り家計急変世帯から申請してもらうことで、3月中に支給することは十分可能。

令和3年2月2日
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長補佐：前田(内線 2872)
係長：櫻井(内線 2879)
代表：03-5253-1111

報道関係者 各位

総合支援資金の再貸付を実施します

社会福祉協議会が行う個人向け緊急小口資金等の特例貸付について、緊急事態宣言の延長等に伴う経済的支援策として、総合支援資金の再貸付を全国で実施します(※1)。

また、特例貸付の償還免除要件について、緊急小口資金(※2)に関しては、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(※3)を確認できた場合に一括免除を行うこととします。

- (※1) 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了となった方を対象とします。これにより、特例貸付の最大貸付額は140万円から200万円に増加。再貸付の具体的な実施時期及び内容については追って公表します。
- (※2) 総合支援資金の償還免除要件については引き続き検討します。
- (※3) 住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とします。

出所：厚生労働省資料

新型コロナウイルスの影響が長引く中で、政府を挙げてこれまでにない支援を行ってききましたが、いまだそうした支援の手が届いていないという声があります。手元の生活資金にお困りの方には、緊急小口資金などでお応えします。現在、140万円の限度額を200万円まで拡大します。所得が減っている方々には、返済を免除いたします。収入が減少して家賃にお困りの方には、住居確保給付金を用意しておりますが、この給付金の再度の支給により、更に3か月分の家賃を支援いたします。大企業の非正規の方々について、休業手当の支払いが行われない、雇用調整助成金が活用されない、こうした問題についても検討を進めており、早急につかりと対応いたします。与党の御意見も踏まえながら、こうした重層的なセーフティネットにより、事業を守り、雇用と暮らしを守り、困難を抱えた方々を支えていきます。

出所：首相官邸HP「令和3年2月3日新型コロナウイルス感染症に関する菅内閣総理大臣記者会見」より山井事務所にて抜粋

緊急事態宣言下での 対策の徹底・強化についての提言 令和3年2月2日（火）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

【I】はじめに

- 1月7日に発出された緊急事態宣言においては、今までの知見を基に、
 - ① 飲食店における営業時間の短縮要請
 - ② 昼夜を問わない不要不急の外出自粛要請
 - ③ テレワークの推進
 - ④ イベントの規制
 が進められてきた。
- 今回の緊急事態宣言は、昨年4月の緊急事態宣言と異なり、「急所」を押さえた対策に、多くの国民に協力して頂いたおかげで、短期間に効果が上がり、緊急事態宣言の対象である11の地域を含め、全国的に新規報告数が減少傾向を示してきている。
- 地域ごとに見れば、現時点で、既に解除に向けて改善が見られてきている地域もある一方で、感染の水準が未だ高く、医療への過剰な負荷が継続しているため、解除が難しい地域もある。
- この一か月の対策の実績を基に、経済の早期の再生に向け、社会を構成する全員が今まで以上に一体感を持ち、可及的速やかに、感染を沈静化させ、医療の機能不全に陥る手前の状況から早期に脱却させることが求められる。なお、国民の幅広い理解と協力を得るためにも、全国の産業・雇用対策について、国は検討する必要がある。

1

【II】解除が難しいと考えられる地域

（2）感染減少の加速に向けた対策の徹底

【現状の評価】

- 飲食店における営業時間の短縮は、一部には協力が得られない店もあったものの、多くの店には協力して頂いた。今後も営業時間の短縮の要請を継続していく必要がある。
- また、一部には業種別ガイドラインが不徹底の事業者も見られた。
- 夜間の人流は減っているが、昼間（特に土曜日、日曜日）の人流を減少することはできていない。

【対策の徹底】

- 都道府県は、国と連携し、不要不急の外出・移動（昼夜や平日・休日を問わずの外出や都道府県を跨ぐ移動、同じ都道府県内でも感染が拡大している地域への移動を含む）の自粛の要請を継続・徹底して頂きたい。国としても、国民に対し、継続して呼びかけて頂きたい。
- 都道府県は、国と連携し、飲食店に対して、引き続き、営業時間の短縮要請に応じて頂けるよう、個別に店舗を回るなど、きめの細かい働きかけを行って頂きたい。また、昼夜を問わず、店内での飲食の機会を減らすために、テリハリーやテイクアウトによる営業強化を飲食店に働きかけて頂きたい。国としても、事業者に対し、継続して呼びかけて頂きたい。
- 国及び都道府県は、事業者やその全国団体に対して、業種別ガイドラインの遵守の徹底を呼びかけて頂きたい。
- 国及び都道府県は、テレワーク等により「出勤者数の7割削減」を目指すことを継続して呼びかけて頂きたい。その上で、やむを得ず出勤する場合にも、職場では三密及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」を徹底的に回避するよう呼びかけて頂きたい。

4

【II】解除が難しいと考えられる地域

（2）感染減少の加速に向けた対策の徹底（続き）

【対策の徹底】（続き）

- 国及び都道府県は、大学や高校に対して、部活動・サークル活動における感染リスクの高い活動の制限等についての学生等への注意喚起を徹底するよう再度呼びかけて頂きたい。また、卒業旅行や謝恩会についても控えるよう呼びかけて頂きたい。
- 都道府県は、国と連携し、変異株を特定するための監視体制を強化して頂きたい。具体的には、変異株を有する患者が一例でも発生した場合には積極的疫学調査を十分に行うことや、調査に係る都道府県を超えた連携を行うことを再度周知して頂きたい。
- 国は、既に確認されているものに限らず、新たに出現する変異株に関してのリスク評価を継続し、国民に対する的確かつ迅速な情報提供を含め、必要な対策を迅速に行って頂きたい。
- 国は、検疫で把握した各入国者の住所、滞在場所を含む質問票情報の自治体への迅速な提供を徹底することで、入国者からの感染伝播を最大限制御できるようにして頂きたい。

5

売上の減少した中小事業者に対する一時支援金の支給

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)

または、

②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比 (or対前々年比) ▲50%以上減少していること

支給額

法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給

※算出方法：前年 (or前々年) 1月から3月の事業収入 - (前年 (or前々年) 同月比▲50%以上の月の事業収入 × 3)

申請方法 (調整中)

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。

なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。

※3月上旬に電子申請での受付開始予定。

ひとり親家庭（予定者含む）の
生活状況にかかる緊急要望書（案）

一般社団法人 ひとり親支援協会
ひとり親交流サークル「エスクル」

ひとり親支援協会は、1月23日(土)～2月1日(月)の10日間、ひとり親（予定者含む）を対象としたアンケートおよびオンラインでのヒアリング調査を行いました。（47都道府県、1,811名が回答）

以下の通り緊急要望書をまとめましたので、[アンケート集計結果](#)とあわせてご提出いたします。

・ひとり親世帯および低所得の子育て世帯に給付金の支給を求める

アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の影響で73.2%が収入減・収入減の見込みとの回答があり、昨年10月に行いました前回調査より7.6ポイント増えました。

また、昨年末の「ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給」は91.9%の方が生活費・返済および年末の出費に充て、届込後すぐに使われない状況と、返済はひっ迫した状況が続いています。

さらに、非常事態宣言の影響や、入学・新学期シーズンを迎え、制服・カバン・靴・教科書など出費がかさむことが想定されるなどご不便のお声を多くいただいております。継続した支援が必要です。

加えて、離職成立前のひとり親を含めた低所得の子育て世帯からも悲痛のお声をいただいております。別居やDVで逃げている場合、児童手当が世帯主の父方に振り込まれて使込まれてしまい、子どもに届かないケースがあり、支給の際は実際に子育てをしている親に支援が届くようご配慮をお願いいたします。

最後に今回のアンケートの回答内容には、「死」や「自殺を考えた」というワードが前回調査時より増えており、喫緊の課題であることを申し上げます。

40代シングルマザー

失業したため、給料は10割減。去年の収入で計算される児童扶養手当が11月より4割減。食費が1.5倍～2倍へ増加。生活保護課に相談に行きましたが、貯金が10万をきるまでは相談に乗れないといわれ、なんとか節約して暮らしていますが、経済的な不安から逃れられません。再就職も非常に厳しい状況です。2人の進級にあたり、揃える必要のある学用品があるし、毎年大きくなるので被服費もかなりかかるから助えるか心配。ひとり親世帯は病気や事故などで何か起きたときに、すぐに立ちいかなくなる。いくら前年度ががんばって稼いでも、次の年もそうなる保証がない。

30代シングルマザー

飲食店に勤めています。シフト制の24時間営業でしたが緊急事態宣言により20時に閉まることとなりました。夜中に働いていた方々が新や昼に回ってきて働ける日数が減り収入が4割ほど減りました。子供の学校では過去複数回コロナ陽性の先生や生徒が出ています。その度、早めに帰されたり翌日が休みになったりもあり仕事を休まざるおえない状況で更に収入は減りつつありますが子供が休みになると家での食事と光熱費が増える収入に対しての支出が多いです。朝から夕方まで極力電気を使わないように薄暗い中で過ごしたりしていますが光熱費は増えるばかりです。大人は食事を我慢できて子供にまで日常的な食事の我慢を強いるのは辛いものがあります。

・緊急小口資金および総合支援資金について、政府による統一見解を示して、利用者に寄り添った環境整備を求める

家計が急変した方のうち、生活福祉金を受けた方は19.5%に留まります。利用を妨げる要因は、制度が分りにくい、「借金」のためハードルを感じるといった理由が大半でした。

窓口やHPでは、非課税世帯の「返済免除」について大きく案内がないためか、多くの方がご存じありませんでした。年末の生活保護とおなじように政府が主体となって返済免除制度の周知とあわせて、返済免除の対象拡大をしていただけますようお願いいたします。

また申請時についても、社会福祉協議会の担当者より政府方針と異なる案内をされ、本来は対象となる方が窓口で申請を断られた事案を複数聴いています。申請者からするとブラックボックスになっている点が見受けられ、政府が主体となって問題解決を図っていく必要性を感じます。

なお緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付の申請の受付期間は、2021年3月末までとなりますが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、特例貸付の再延長を求めます。

公的支援は申請者にとって、最後の頼みの綱であり、その正否で生きるか死ぬかが決まります。必要としている方がしっかりと支援を受けることができる体制作りを重ねてお願いいたします。

40代シングルマザー

高校生の娘のアルバイト収入がコロナの影響で落ち込みました。緊急小口資金は世帯主以外であっても、同じ世帯の人の収入が新型コロナの影響で減少していれば、貸付の対象になります。当初はこの制度を知らず、社会福祉協議会の窓口で何度も相談したにも関わらず、「対象にならない」と何度も断られました。ひとり親支援協会さんのLINEグループで相談し、それがおかしいということに気づき、厚生労働省にも確認をとっていただき、対象になることを知りました。もしあの時私が窓口であきらめていたら、今の生活はどうなっていたのか？一般の利用者は窓口の担当者が言ったことを信じるしかないと思います。公的支援は最後の頼み綱、窓口の担当者の判断で生きるか死ぬかが決まります。そのような重擔を担当者は持ってほしいです。知らなかったでは済まされたい、今回私の身に降りかかったことと同じようなことが繰り返されないことを願います。

30代シングルマザー

緊急小口資金は承認されたが、総合支援資金の相談に行ったら、社協の担当者から『そんなに借金を増やしてどうするのか、元旦即申請して買って、お金を買えばいい』『生活保護に申し込みすればいい』と言われた。

30代シングルマザー

2度目の総合支援をお願いしたが、不承認になった。状況は何もかわっていないのに。どういう基準なのか、その後の貸付は誰でもうけられている。なんの違いなのか。

30代シングルマザー

養育費が半額になって生活が苦しいので申請した。小口は受けられたが、総合支援は養育費の減額では断られた。元主人が申請して、受け取れればいいと言われた。

40代シングルマザー

名古屋市内ですが、区によって社会福祉協議会の対応に格差がある『郵送で申し込みが出来る社協と、面談が必要と言う社協』この差は何か。同市内でも、区の社協によって、面談郵送での申し込み、同市内でも対応に違いが有り過ぎる。

30代シングルマザー

緊急小口資金は融資まで早かったが、総合支援資金は2週間以上の時間がかかる。生活が切迫しているのに2週間以上は待てない、審査時間を短くしてほしい。